

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	706
事項名	保税蔵置場の許可に係る距離基準の特例
規制の特例措置の概要	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、交通施設の整備の状況からみて国際物流の増進が図られると認められる場合においては、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。

2. 基本方針中別表1に記載する内容

特定事業の名称	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法基本通達43-1(2)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件については、管轄の税関官署からの路程が概ね25キロメートル以内の場所にある施設であることが要件とされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね100キロメートル以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	707
事項名	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例
規制の特例措置の概要	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。

2. 基本方針中別表1に記載する内容

特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後一年間の酒類の製造見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 しょうちゅう甲類 60キロリットル 4 しょうちゅう乙類 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒類 6キロリットル 8 ウイスキー類 6キロリットル 9 スピリッツ類 6キロリットル 10 リキュール類 6キロリットル 11 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(以下この表において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法第4条第1項(酒類の品目等)に規定するその他の雑酒(米(自ら生産したものに限る。以下この表において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品()を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。この表において「濁酒」という。)を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた農業者による濁酒の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項(最低製造数量基準)及び第12条第4号(酒類の製造免許の取消)の規定は、適用しない。</p> <p>2 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法第24条第1項に規定する濁酒に限る旨の条件を附することができる。</p> <p>3 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は濁酒の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、濁酒の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。